

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中野区は、予防接種に関する事務において特定個人情報の漏洩及びその他の事故を発生させないため厳重な管理体制をとり、個人のプライバシー等の保護を徹底することを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

中野区長

公表日

令和7年1月22日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種履歴管理システム
②事務の内容	・予防接種記録の登録・照会・整理・保管 ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種予診票の発行・再発行業務 ・予防接種依頼書発行業務
③対象人数	☐ 10万人以上30万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	予防接種履歴管理システム
②システムの機能	・予防接種記録の登録・照会・整理・保管 ・予防接種対象者の抽出 ・予防接種予診票の発行・再発行業務 ・予防接種依頼書発行業務
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 () ☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民情報連携基盤システム
②システムの機能	住民情報連携基盤システムは、中間サーバーと、庁内の既存住基システムや各業務システムとのデータ連携を担うシステムである。 1. 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☒ その他 (中間サーバー) ☒ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐づけ、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

	[] その他 （ ）
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名		
予防接種履歴ファイル		
4. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一の10の項	
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び主務省令第2条 (主務省令第2条における情報提供の根拠)	
6. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 保健予防課	
②所属長の役職名	健康福祉部 保健予防課長	
7. 他の評価実施機関		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
予防接種履歴ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル]	＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	中野区に住民登録がある予防接種事業の対象となる者	
	その必要性	伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種対象者を規定するため必要。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満]	＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [○] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [○] 障害者福祉関係情報 [○] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 ()	
	その妥当性	○識別情報 ・個人番号・・・手続時点において同一人の確認・特定をよりの確に行うために必要である。 ・その他識別情報(内部番号)・・・庁内連携システムで利用する識別情報(世帯コード・個人コード)についても本人特定のため、庁内他事務のシステムと必要な情報を連携するために必要である。 ○連絡先等情報 ・4情報・連絡先(電話番号等)については、届出(申請)者に対する届出内容の確認、問合せのために必要である。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年4月1日	
⑥事務担当部署	健康福祉部保健予防課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区民部戸籍住民課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）
③使用目的 ※		・伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種を実施するにあたり、予防接種対象者を正確に把握するとともに、予防接種に関する記録の適正な管理を図るために使用する。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部保健予防課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務> ・予防接種実施委託料の医療機関への支払いにおいて、接種状況の確認のため使用する。 ・予防接種未接種者に対し、個別通知を送付する際に使用する。 ・予防接種希望者の接種費用自己負担区分を確認するため使用する。 ・その他予防接種事業において必要な確認作業が生じた際に使用する。
情報の突合		<予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務> ・予診票発行事務等において、氏名、住所、生年月日、年齢、性別等により突合する。 ・他自治体との情報の照会・提供の場合のみ個人番号を利用する。
⑥使用開始日		平成29年4月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	・予防接種履歴管理システムの運用保守・改修委託業務	
①委託内容	・システム開発業者への予防接種履歴管理システムの運用保守・改修委託業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本コンピューター株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (3) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び主務省令表第2条の25
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び主務省令表第2条の26
②提供先における用途	・予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先3	市町村長
①法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び主務省令表第2条の153
②提供先における用途	・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	・予防接種情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満

	4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2.基本情報③対象者となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	・照会を受けた都度
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<中野区における措置> ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退出管理を行い、防犯カメラで利用状況の管理できる区画に設置されたサーバー内のストレージに保管され、物理的なアクセスを制限している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種履歴管理事務に係る予防接種に関する記録項目(住民情報)>

- ・整理番号
- ・カナ氏名
- ・漢字氏名
- ・生年月日
- ・年齢
- ・性別
- ・取消区分
- ・郵便番号
- ・住所
- ・方書
- ・世帯番号
- ・世帯主氏名
- ・世帯主カナ氏名
- ・住登外区分
- ・被災者区分
- ・被災者徴収区分
- ・送付除外区分
- ・身障一級区分
- ・個人課税区分
- ・世帯課税区分
- ・住基閲覧注意
- ・転入前住所
- ・転入前方書
- ・転出後住所
- ・転出後方書
- ・最新異動区分
- ・最新異動年月日
- ・住民となった日
- ・住民でなくなった日
- ・住民異動区分
- ・住民異動年月日
- ・異動届出年月日

<予防接種履歴管理事務に係る予防接種に関する記録項目(予防接種情報)>

- ・接種名称
- ・期・回数
- ・接種区分
- ・接種種別
- ・経過措置
- ・四条特例
- ・接種日
- ・発行履歴
- ・接種日年齢
- ・実施時間
- ・会場
- ・医療機関
- ・登録日
- ・負担金区分
- ・Lot番号
- ・接種量
- ・印刷区分
- ・印刷日
- ・発送日
- ・接種補足区分
- ・予診票再印刷区分
- ・予診票再印刷枚数
- ・予診票再印刷日
- ・予診票発行部署
- ・依頼書印刷区分
- ・依頼書印刷日
- ・証明書印刷区分

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種履歴ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 基本4情報、及びその他の住民関係情報の入手は、区住基システムに入力された情報を、庁内連携システムで取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 申請受付の際は、窓口で個人番号カードまたは顔写真入りの身分証明書(免許証、パスポート等)、官公庁発行の資格者証等及び個人番号確認書類の提示を受けて、本人確認を徹底する。	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム機能は中間サーバコネクタが実施する仕組みであり、個人番号利用事務以外では個人番号の検索ができないよう、システム上で制御する。 ・中間サーバコネクタには個人番号、4情報等の情報連携に必要な情報のみ記録し、不必要な情報との紐付けができないよう、システム上で制御する。 ・入力する端末機は、入退室管理をする執務室でのみ操作可能であり、システムを利用する者ごとに配
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	＜予防接種履歴管理事務、定期予防接種健康被害に対する給付事務＞ 予防接種履歴管理システムの使用の際には、二要素認証を必要としているため、ログイン権限のない者は予防接種履歴管理システムを使用できない。また、予防接種履歴管理システム内の各機能の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、権限のない者は当該業務を行うことができない。
その他の措置の内容	・不正な第三者からのアクセスを制御するため、特定個人情報を取り扱う執務室内への入退室管理について「保健予防課情報セキュリティ実施手順書」に規定し、規定された内容を遵守することで、権限のない者が特定個人情報を使用するリスクに対応する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。

特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	個人情報の保護に関する法律、中野区個人情報の保護に関する条例及び同施行規則、並びに中野区情報安全対策基本方針に基づき、個人情報保護に関する遵守事項及び外部委託情報安全対策遵守事項を含む契約書の中で、特定個人情報を含む全てのデータについて以下のことを明記している。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。許可した場合でも通常の委託と同様の措置を義務付けている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）							[○] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない					
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か		[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中野区における措置> ・特定個人情報の照会が可能な事務及び当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証及び権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者及び操作内容を把握する。 ・中間サーバーへの処理要求のログや認証ログ等から、目的外の入手が行われていないことを適宜確認		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中野区における措置> 提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照		
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		
その内容	—		
再発防止策の内容	—		

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<中野区における措置> ・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理、防犯カメラによる監視を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、予防接種履歴管理システムからログアウトし、画面ロックをかけるよう徹底している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <ガバメントクラウドにおける措置>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以	

8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ 十分に力を入れて行っている ☐ 十分に行っていない
具体的な方法	＜中野区における措置＞ ・関係職員に対して、毎年必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・委託事業者に対しては、個人情報保護に関する条項を含む契約を締結している。 ・違反行為を行った場合は、法の罰則規定により措置を講じる。なお、職員の場合はあわせて、地方公務員法及び中野区職員の懲戒に関する条例の規定に基づく措置を講じる。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。・中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運	

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健予防課
②請求方法	中野区個人情報の保護に関する条例第28条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	中野区ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 164-0001 東京都中野区中野二丁目17番4号 中野区保健所 健康福祉部 保健予防課
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には、対応内容について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月15日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2) 変更箇所

[illegible]